
平成30年12月(第9回)
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 平成30年12月19日(木曜日) 午後15時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (14名)

委員	1番	坂口	利邦
委員	2番	内倉	孝子
委員	3番	富永	浩二
委員	4番	白田	利秋
委員	5番	中嶋	睦巳
委員	7番	上岡	ヒトミ
委員	8番	永野	易美
委員	9番	大窪	輝則
委員	10番	藤井	勇次
委員	11番	福田	智浩
委員	13番	冷水	正行
委員	14番	吉永	良行
委員	15番	福園	幸雄
会長	16番	鶴岡	和喜

4. 欠席委員 6番 中村重治 12番 中西政治

5. 議事録署名委員 2番 内倉孝子 3番 富永浩二

6. 議 題 議案第30号 農地法第5条許可申請の件について
議案第31号 農業振興地域整備計画変更の件について
議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他 ・農地利用最適化推進協議(総点検活動アンケートについて)
・賃借料情報、農業委員会だより発行関係について

9. 農業委員会事務局職員

事務局長	有田 稔
次 長	一松 敬一
係 長	有留 幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 14名出席(上名主委員、上村委員欠席)

11. — 閉会 —

12. 会議の概要 会議の概要は次のとおり

第9回定例総会 会議の概要

【午前15時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、平成30年度肝付町農業委員会第9回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は16名中14名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立することをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、議長は会長が務めることになっていきますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長にお願い致します。</p>
議長	<p>冒頭あいさつあり～。</p> <p>本日は推進委員の方々にも参加をお願いしましたが、現在行っていております、総点検活動のアンケート調査関係について、その他の中で、情報交換等の協議を行いますのでよろしくをお願いいたします。また、欠席委員が本日2名ですが、中村委員が人間ドックで重なったということで、中西委員が体調不良で療養中のため欠席届が出されておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、2番の内倉孝子委員と3番の富永浩二委員をお願いいたします。本日の議題は、議案第30号から議案第31号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第30号「農地法第5条許可申請の件」について審議します。</p> <p>「5-30-21」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-21」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇市〇〇町〇〇-〇 〇〇マンションB棟〇〇号、〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で464平方メートルとなっております。</p> <p>転用目的が一般住宅と車庫を建てたいということで、転用事由が現在借家住まいであり、祖母所有の申請地を受贈し持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の集落接続施設に該当します。場所につきましては、下にありますとおり、役場から〇〇方面に向かいますと、〇〇振興会の県道沿いに〇〇自動車がありますが、そこの前を左折しまして、約260メートル南へ下ったところを左に向かったところが申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおり、奥に住宅を建てまして手前側の方に車庫を建てるということで、浄化槽の排水につきましては南側の道路側溝に流すということで申請が出ております。</p> <p>以上、よろしくご審議願います。</p>

議 長	<p>はい、「5-30-21」について、2名の委員が現地調査をされておりますが、中村委員が欠席のため、藤井委員で現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はい、藤井委員。</p>
永野委員	<p>10番、藤井です。「5-30-21」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>12月14日に、中村委員、私、申請人の代理の方、事務局そして会長も立ち会われまして調査を行いました。</p> <p>場所は、いま事務局からありましたとおり、〇〇自動車の前を南の方に入ったところになりますが、右側の配置計画図を見て頂くとよろしいわけですが、道路がありまして、その北側に申請地がありますけれども、右側も左側も現在住宅が建っております。この道路については若干勾配になっておりまして、向かって左手の方に下がっております。下の左側の住宅と右側の上の住宅との境界はウォールコン擁壁で仕切られていました。その関係上傾斜がありますので、左側の境界線の所には内側にブロックを積みまして雨水等が隣の方に流れないように対策をして、手前の側溝の方に流れるようにするというので説明を受けました。隣接地に農地等もないことから、特に問題はないのではないかと思われました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-21」について現地調査の報告がありました。この件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-21」については、許可相当との意見書を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。</p> <p>次に農地法第5条許可申請の件「5-30-22」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-22」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇〇番〇号 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さん外5名です。</p> <p>申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇外5筆、畑で6筆計9,471平方メートルとなっています。転用目的が太陽光発電施設を設置したいということで、転用事由は新電力として申請地にFIT法に基づく太陽光発電施設を建設し、クリーンエネルギーの供給と売電による収益の向上を図りたいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当致します。場所につきましては、下にありますとおり、役場から県道沿いを〇〇方面に向かいますと、〇〇がありますが、そこの入り口から200メートルほど入ったところの右側の台地が申請地となっております。配置図は右にありますとおり、少し排水の関係を審議してもらいたいということで色を付けさせていただきました。青色で囲んだところの2区画に太陽光パネル2,852枚を設置するというので計画が出ておまして、排水につきましては矢印が何本か引いてあると思いますが、形状に沿ってですね、自然浸透で排水を考えているということで、大雨の時のオーバー分の</p>

事務局	<p>雨水等については、赤い線が境界に沿って引いてありますが、そこに 30 センチのトラフを入れてそちらの方へ流すと、この申請地の上側の左手に赤の線が横の方に引いてありますが、ここが傾斜になっておりまして、ここに 300 ミリのコルゲート管を敷設しまして、下の方に集水桝がありますので、そこに流しまして、左側に黒の線がありますが、これが既設のトラフになっております。そちらの方につないで、更にその左側に南北に 1 メートル程のシラス対策の排水路があるのですが、そちらに流す計画で申請が出ております。また、境界の周りのトラフを敷設する外側には隣接地に水が流れないように土壩を打ってもらうように現地調査の時にお願いしてあります。なお、別な所有者の山の中を排水が通るようになっておりますので、ここについての賃貸借の契約、それから下の方の黒い線の部分が〇〇さんの所有の水路になっているということで、それぞれにつきまして契約を結んでもらうような形で排水計画を出してもらっているところです。賃貸借契約については一部進行中ではありますが、〇〇さんと山の所有者の方々の承諾の契約書がまだそろっておりません。揃い次第、県に出すべきではないかと考えております。一応そのような形で審議の方をお願いいたします。以上、よろしくお願</p>
議 長	<p>はい、「5-30-22」について、4名の委員が現地調査をされております。藤井委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
藤井委員	<p>はい、10番、藤井です。「5-30-22」について、現地調査の報告をいたします。12月14日に、中村委員、永野委員と私、そして鶴岡会長、事務局、そして申請代理人2名の立ち合いで調査をしました。</p> <p>今、事務局から説明がありましたとおりです。現状としましては、右側の計画図を見て頂くと分かるのですが、手前側の四角い部分、ここは町道のエル型になった交差点のところにありますが、この部分の排水については手前側の側溝に落として、楠隼中高入り口のすぐ近くへ落ちて行き、シラス対策の大排水路へ落ちて行きますので問題はないかと思っております。いま話があったように奥の面積の広い部分ですが、先の方の右側に農道が入っておりますが、その右側もすでにソーラーパネルが設置されている土地です。ここも見てのとおり右側が急傾斜地で、下に住宅が立ち並んでいるところです。現在ある太陽光パネルについては、個人の排水で右側に落としてあるのですが、今回の申請地の北側の先の方の右側が、住宅のすぐ裏になります。ただ形状として左側の方に傾斜が付いておりますので、自然勾配で流れていくということになります。左側の境界の方に赤い線がどちらも引いてありますが、ここに 30 センチのトラフを入れて、外側の方に土壩を最低 50 センチから 1 メートルだと話をしたところですが、それだけのことをして頂いて隣接地への雨水等の漏れがないようにということで話がしてあります。ただ、いま事務局が話したとおり、隣接地の施設等の借用の契約書が問題だろうということで、先ほど事務局がいろいろ電話で話をしていましたが、この契約書等が揃った上のことだろうと思うのですが、それ以外のことについては問題ないかと思いますが、皆さんの方でご審議をよろしくお願</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-22」について現地調査の報告がありました。私も立ち会いをしました。4人の委員と排水に対しての意見が全く同</p>

議 長	<p>じで、譲受人が排水対策をきちんとしなければいけませんよと説明しましたところ、周辺住民への説明、排水路、山側への土壩をきちんとするという誓約書等が届くようにするということでした。まだ数日しか経っていませんので届くと思いますが、この件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p> <p>はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>5番、中嶋です。地盤的には少し高台で山だと思いますが、地盤が悪いとかそういう状況ではないのか、今から切り開いて造成を行うような感じなのですか。</p>
議 長	<p>隣接の山林の方は、手は付けないということですが、排水路を山の中をとおす計画ということですか。そして山際は50センチから1メートルぐらいの土壩を打つということ、山の方には水が行かないようにするということですか。他にありませんか。 はい、坂口委員</p>
坂口委員	<p>1番、坂口です。許可が出ないと排水の工事も出来ないのですか。</p>
事務局	<p>工事の方はもちろん許可が出ないと出来ないわけですが、まずその土地の承諾を貰ってないとこちらが許可を出しても、土地の所有者が貸さないとすればそこに排水を入れられないわけですから、そうなればまた排水計画が変わってくることになりますので、一応その土地の所有者の承諾を貰ってないと許可を出すのは少しおかしいと考えます。</p>
議 長	<p>他にないですか。 はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8番、永野です。いま、調査を行った2人の委員からあったとおりですが、私も立ち会ったわけですが、調査の時点では承諾書等、今日の審議に間に合わせるようなことだったと思いますが、それで今日まで出ていないということは、議題に上げていいのかなと思いますよね。来月に先送りするのが良いと思うのですが、如何かと私は思うのですが。</p>
議 長	<p>はい、吉永委員。</p>
吉永委員	<p>14番、吉永です。先ほど事務局が電話で話されたのはこの件だったのですか。その結果はどうだったのですか。</p>
事務局	<p>この排水の関係で、現場において、委員の方からも山の部分については承諾をちゃんと貰って下さいと、それと下の方の既設の側溝についても〇〇さんの個人の方の所有ですからということで説明しましたが、申請代理人と現場の担当の方が来ていらっしゃったのですが、下の既設の側溝部分が個人の方の所有ということが認識不足で、そちらの方の承諾をまだ貰ってないということで、その辺の承諾が必要ですよということと、あとその契約書なりがちゃんと揃って、こちらの方で、排水路を計画されている借地予定の山の部分と、個人所有の側溝の借用予定の部分について、契約書等で確認が出来ないと、排水計画が変わることが考えられますので、そこを確認したうえでないと県へは進達しない方が良いのかなと考えております。受け付けた段階で、排水については付帯設備になるものですから、許可要件を考えるとすね、ここが太陽光発電設備を設置できるかどうかということを見ないといけない、というところで判断しないといけない、受け付けたときに、ここは太陽光を設置できるものであるということで、一旦は受け付けた段階で、ある程度の申請書類が揃っておれば、許可権者は県ですのでそちらの方に速やかに市町村の農業委員会で審議をした上で意</p>

事務局	見書を出すというのが流れになっております。そうしないと申請者の方が不利益を被ることになるということでそういったことは避けるべきであるというようなことも県の方からも来ていますので、只、今回のように後でそういった現地立ち会いを求めて付帯事項が出てきますよね、追加の要望事項がでてきたときにはそういったものを揃えたうえで進達することが正しいことだと思いますので、そういう事でこの分については、いったん今日審議をして頂いて、先ほど言いましたように確実にそれぞれの貸借契約書がこの計画どおりの排水で行けるということを確認できたうえで書類等も揃えて進達した方が良いのかなということです。来月回しということではなくて、書類申請の流れの中での処理を急がして、事務の流れで支障が出ないような対応を取ってもらった方が良いのかなと考えております。
議 長	他にありませんか。 はい、前原推進委員。
前原委員	推進委員の前原です。私は今の説明も納得しかねないのですけれども、これは付帯書類が揃っていないのに事前着工みたいな感じがするのですけれども、それでいいのですかね、やはり建物を造るとかするとしても全て許可が出てから施工が可能だと私は思いますけれども。
事務局	着工とかではありませんので、まず申請を受け付けた段階で、現地立ち会い後にこれが出てきたわけですから、ここの承諾を揃えた上でないと進達は出来ませんよと、そこは言っておりますので、まず事前着工ではないということです。先ほど説明しましたように、太陽光をここに設置できるかどうかということを見ないといけません。何年か前の〇〇の所であった件でも、色々審議をして頂いたこともありましたが、進達するうえで先に言った形で、ちゃんと意見を揃えられるような状態に持って行ってから進達するというのが基本なのですけれども、それを承諾がまだできていないからどうと言うことで、進達をまず一旦はするべきではないかということで、それに向けて申請人をお願いしているわけですが、時間がちょっとなかったということで、唯、一旦はですね経緯書という形で、本社の方からもこの排水については、今の事務の流れと今後のそういった対応については真摯に対応いたしますということで文書が来ておりますが、それだけでは足りないということで、貸借契約が成立しているということを確認した上で県へ送るべきではないかと考えているところであります。
中嶋委員	はい、中嶋です。いま説明を聞いたところ、こちらの要望も出されていますからよろしいのではないかと思うところであります。場所的にも厳しい、また軟弱地盤とか難しいところであればですが、聞いたところ排水対策もされるということですので、よろしいのではないかと思います。
議 長	色々意見が出ましたけれども。 はい、永野委員。
永野委員	ちょっとよろしいですか。私も 4 人の立会人の一人ですが、ここで議題に上がるということは、揉まないといけないわけですね。そうであれば必要書類が上がってきた段階で本当は揉むべきではないかと思うのですが、委員会の流れが分かりませんが。
事務局長	いま、担当の次長の方から流れについて説明があったと思いますけれども、申請についてはこういった形で協議題に上がりまして、許可権者の県の方には遅滞

	<p>なく進達していくという流れになるわけですが、いま次長の方からもありますが、現地調査の時に排水の関係について、承諾書を取ってくださいということがあったわけですが、今のところ間に合っておりません。只、それが揃った時点で進達をしていくということですので、それが揃わないと県には上げられないということでもあります。その前に、この場所については太陽光の設置が可能か不可能かの審議をして頂くということですので、審議はして頂いて、それが出ないから審議はしませんということはおかしくなりますので、出されたら進達の準備ができるわけですので、そういうことで審議をして頂ければと思います。</p>
永野委員	<p>ここを出して、今日審議をしてどうなるかはわかりませんよ。通るかもわかりませんが、条件付きで、後でいいということもあるかも知れませんが、そうやっていくと、最初に出してもらって色々揉んでやるのがやり方じゃないかとおもいます。もう一つはですね、後でその提出書類が提出されたのを誰が確認するのか、事務局が確認しただけで良いのか、委員は確認しないのでしょうか。どうなのですか。流れが分からないのですが。</p>
事務局	<p>立ち会っていただいた委員につきましては、貸借契約書等が届いた時点で、私の方で委員宅を回り確認していただいたうえで進達していきたいと考えています。それで今審議してもらおうのが、いま絵に載っている排水計画で良いかを審議していただいて、今足りないのは承諾だけの印鑑ですから、それが揃わない、承諾しないとなれば排水計画も変わるはずですから、その時はこちらでも進達できませんと、申請代理人には伝えて置いたうえで対応してもらおうということで、もし計画が変わったら、またそれは保留として翌月もう1回審議してもらおうということになると思いますので、そういうふうと考えて頂ければと思います。</p>
吉永委員	<p>今月は総会も早かったですからね。</p>
議長	<p>色々意見も出ましたが、2種農地は原則許可が可能ということになっていますが、この案件については書類が揃った段階で許可相当の意見を付して県に進達していくということでどうでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>よろしいですか、はい、それでは異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-22」については、書類が揃うのを待ってから意見書を付して県に進達することに決定しました。なお、現地調査をされた委員さんには書類が出された時点で確認をしてもらうこととなりますのでよろしくお願ひします。つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>議案第30号農地法第5条許可申請の件「5-30-23」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-23」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんで、譲渡人が〇〇市〇〇町〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で1,869平方メートルとなっています。転用目的が建売住宅と通路を設置したいということで、転用事由は申請地は住宅環境が良好な地域にあり、住宅の需要が多いので、建売住宅6棟を建築し販売したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の集落</p>

事務局	<p>接続施設に該当致します。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇の〇〇がありますけれども、その先に〇〇があります、そこから 100 メートルほど〇〇方面に向かいまして右折いたしますと、そこから 150 メートルほど行った左手が申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおり 6 戸の住宅と駐車場を 6 区画に分けて整備するということで、真ん中に通路部分を設けるということですが、西側から 4 棟分の排水につきましては、真ん中の通路の側溝を使って流すということで、東側の 2 棟分については道路に面した側溝に排水を流すということで申請が出ております。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-30-23」についても、2 人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8 番、永野です。「5-30-23」について現地調査の報告をいたします。場所は先ほどありましたように、肝付町後田〇〇〇番〇です。12 月の 14 日に藤井委員、私、そして会長も立ち会いされ、事務局、申請代理人の行政書士の方の立会で調査を行いました。場所は先ほどもありましたけど、〇〇の交差点を〇〇に向かって〇〇の少し先を右折し、150 メートルほど行った左手になりますけど、現況は畑で、きれいに耕耘された状態でした。排水については東側の道路の両側に 30 センチの側溝が整備されております。また、北側にも同じく側溝が整備されている状態です。また周辺は住宅が図にもありますがたくさんあるところでありまして転用するに特に問題はないかと思われまます。皆様の審議をよろしく願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-23」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。はい、冷水委員。</p>
冷水委員	<p>13 番、冷水です。周囲はほとんど住宅地であるようですが、ここもやはり 10 ヘクタール以上の 1 種農地なのですか。</p>
事務局	<p>説明いたしますが、南側に畑がありますが、農地の 1 筆、1 筆が隣あいながら抜けて行って南側の広い畑につながって行き、また、北側の方もそういった形で抜けていくということです。県道などの道路が分断要因にならないものですから、道路を越えて農地がつながって 10 ヘクタール以上になるものですから 1 種農地となります。いま図面で拾っただけでも 20 ヘクタール以上ということで、どうしても 1 種農地になってきます。以上です。</p>
議長	<p>いま説明がありましたが、よろしいですか。</p>
冷水委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。 【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>なしということですので、農地法第 5 条許可申請の件「5-30-23」については、許可相当の意見を付して県に進達するということに決定しました。 つぎに 4 ページをお開きください。 議案第 30 号農地法第 5 条許可申請の件「5-30-24」について、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-30-24」について、ご説明いたします。</p> <p>借人が〇〇都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇〇番〇号 〇〇合同会社 代表取締役〇〇〇〇さんで、貸人が肝付町前田〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町前田字〇〇 〇〇〇番地〇 畑で 1,839 平方メートルとなっています。転用目的が太陽光発電施設にしたいということで、太陽光発電施設を設置し、経営の安定を図りたいということで申請が出ております。農地の区分が第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、役場から前田方面に向かいますと、〇〇酒店の交差点を抜けて、坂中の交差点が次にありますけれども、その交差点の南側の高台の方が申請地になっております。配置図につきましては右にありますとおりに、形は少し矩形になりますけれども、ここが少し高くなっているところでもあります。下の方には宅地等が広がっているということで、53メートルと書いてあります横の線が引いてありますが、この北側の方から10メートル程は干渉地を設けて、崖の崩壊が無いような形で手を加えないということ、それから東側の方も5メートル程開けて、この部分に手を付けずに図のような配置で267枚設置するという申請が出ております。排水につきましては自然浸透で行きたいということで、ただ隣接にある宅地等に水が流れ込まないように、現地調査時に土嚢で囲んでもらうような形をとって対策をしてもらうということで話がしてあります。</p> <p>以上よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、「5-30-24」についても、4人の委員が現地調査をされております。藤井委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
藤井委員	<p>10番藤井です。「5-30-24」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>場所は、いま事務局から説明がありましたように、坂中の交差点より、左上になります。その信号機の手前の方に住宅がありますがその上の農地です。夏頃でしたか、その土地の所有者の方から依頼を受けて私も見に行ったところでしたが、甘藷を植えたいという方が探していた時に、これも2反近くあつものですから、お願いに行ったところだったのですけれども、見取り図を見て頂くと分かりますが、入り口が軽トラックしか入らないような道路しかありません。両方が石済みになっているものですからトラクターも大きなものは入らないということで、借り手が見つからなかった農地になります。そして見つからないということで置いていたところ〇〇さんの方から、このようにソーラーの会社にとということで申請があったところ。図面で行きますと右端の土手の方ですが山林がありますが、これは切らせてもらえないということで、そのまま現況で残るということで、日照不足の関係からソーラーパネルが左側の方に来ているところです。左端の方はここには住宅がありまして、住宅と隣接しております。手前の右側の上の角のコーナーになっているここも住宅になります。申請面積は1,839平方メートルありますが実質ソーラーパネルが置かれるのは図面のおりで半分以下になります。事務局の担当と話した時には、1,000平方メートル以下は自然浸透で何ら問題はないということで、県は話をしているということであったのですが、ここは1,839平方メートルありますので、自分の所に落ちた雨水は自分で処理してもらうという観点から、土嚢を全体に回してくださいとお願いはしてあります。</p>

藤井委員	土嚢袋も強度のあるものを使って下さいとお願いしてありますので、その旨は酌んでいただいたと思っております。それ以外で問題になったところはなかったかと思っておりますので、皆様のご審議をお願いします。以上です。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「5-30-24」について現地調査の報告が詳しくありましたが、図面を見て頂きますと分かるように、上側の北側の方も境から十分離して設置するということが計画されているようです。この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-30-24」については、許可相当の意見を付して県に進達するというように決定しました。 つぎに5ページをお開きください。 つづきまして、議案第31号 農業振興地域整備計画変更の件「変-50-5」について、事務局の説明を求めます。
事務局	農業振興地域整備計画変更の件「変-30-5」について説明いたします。 申請人が肝付町前田〇〇〇番〇 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんで、申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇外1筆 畑で2筆計で1,929平方メートルとなっております。用途については牛舎と休憩所を整備したいということで、変更理由は現在使用している子牛用の畜舎が手狭になって来たため、申請地を借用して子牛用の牛舎を増設し、併せて管理をする社員用の休憩所を建築したいということで申請が出ております。農地の区分が、変更後は農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当いたします。場所につきましては、下にありますとおり、〇〇の〇〇園がありますけれども、その交差点を更に〇〇の方に向かいますと、〇〇さんの畜舎がありますが、そのの県道の右手が申請地になっております。配置図につきましては、右にありますとおり、子牛用の牛舎を2棟建築して、手前側の方に休憩所を造るということで、左側が開いておりますけれども、ここは業務車両等の転回部分とかに使用する形で取ってあるところであります。排水につきましても雨水等の排水については処理をするということで、申請が出ております。以上、よろしくをお願いします。
議 長	はい、「変-30-5」についても、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、大窪委員。
大窪委員	9番、大窪です。「変-30-5」について現地調査の報告をいたします。 12月14日に、上岡委員、私、会長も参加されました、そして事務局、申請人のお父さんの立ち会いで調査いたしました。場所は〇〇園より〇〇側に200メートルぐらい行った県道沿いの右手です。去年畜舎申請された続きでした。去年の申請があったところは立派な畜舎が出来ており牛舎の中から糞尿が流れるような施設ではありませんでした。これと同じような造りですかと聞きましたら、そうですということでした。雨水は去年側溝を入れてあった、その側溝につながるということで何ら問題は無いかと思われました。皆様の審議をよろしくをお願いします。
議 長	はい、ご苦労さまでした。只今、「変-30-5」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。

	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>はい、それでは異議なしということですので、農業振興地域整備計画変更の件「変-30-5」については、許可相当との意見を付して進達することに決定しました。 つづきまして6ページをお開きください。</p> <p>議案第32号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定」について議題といたします。12月分を事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第32号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の12月申請分につきまして説明いたします。</p> <p>1番の所有権移転ですが、内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が3件の6筆で3,400平方メートルです。詳細は7ページになります。これは先月あつせん申出があつた分でございます。つづきまして、2番の利用権設定であります。内之浦地区の新規が、田が60件の136筆で124,897平方メートル、畑が8件の12筆で9,096平方メートル、再設定が、田が1件の1筆で1,231平方メートル、畑はございません。高山地区は新規設定が、田が15件の26筆で26,453平方メートル、畑が10件の22筆で36,131平方メートル、再設定は、田が4件の4筆で3,492平方メートル、畑が8件の12筆で17,339平方メートルであり、肝付町の合計が、田が80件の167筆で156,073平方メートル、畑が26件の46筆で62,566平方メートル、田、畑合わせて合計で、167件の213筆で218,639平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が8～11ページに高山地区が12～13ページに掲載してあります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、今月は1番の所有権移転が3件、2番の利用権設定は、内之浦地区が64件、高山地区が35件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議しますのでお目通しをお願いします。</p> <p>それでは、所有権移転の3件について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、1番の所有権移転の3件については、提案どおり許可することに決定しました。つづきまして、2番の利用権設定につきまして、内之浦地区の申請から審議します。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p> <p>それでは、内之浦地区の56番に本日出席の美坂推進委員の案件と64番に吉永委員の案件がございます。</p> <p>この2件からまずは審議します。56番の美坂推進委員の退席を求めます。</p> <p>【美坂推進委員退席】</p>
議 長	それでは56番の申請について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしと認め、内之浦地区の56番については、提案どおり許可することに決定しました。（美坂推進委員～入室・着席）</p> <p>つづきまして、内之浦地区の64番の吉永委員の退席を求めます。</p> <p>【吉永委員退席】</p>
議 長	それでは、64番の申請について審議します。異議、意見等ございませんか。

	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしと認め、内之浦地区の 64 番については、提案どおり許可することに決定しました。（吉永委員～入室・着席） 引き続きお目通しください。
議 長	それでは、内之浦地区の 56 番と 64 番を除くその他の 62 件につきまして、一括審議いたします。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、内之浦地区の 56 番と 64 番を除く 62 件については全て許可することに決定いたしました。 続きまして、高山地区の申請に移ります。12 ページから 14 ページになります。まずはお目通しをお願いいたします。
議 長	それでは審議に入ります。高山地区の 35 件につきまして、一括審議いたします。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、高山地区の利用権設定 35 件の申請については、提案どおり許可することに決定しました。 つづきまして、報告協議に入ります。1 番から 3 番まであります。15 ページをお開きください。 報告・協議、1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」61 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転によるもの、また、中間管理機構への貸し出しによるもので、それぞれ合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いします。
議 長	合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、「農地利用集積事業計画の解約について」は、報告のとおり承認されました。 つづきまして、18 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 8 件あります。あっせん委員を選任したいと思います。まずは、「あ-30-44」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-30-44」について説明いたします。 申出人が〇〇都〇〇区〇〇 〇丁目〇〇-〇〇 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が 肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇外 2 筆です。 地目・面積は、田が 3 筆計で 3,870 平方メートル あっせんの種類は 貸付希望です。 希望価格については、周辺相場で希望期間が 10 年です。 場所につきましては、〇〇から東へ 300 メートルほど行った所に〇〇の田が 2 筆、また、ここから北へ 100 メートルほどの所に〇〇の田となります。 以上、よろしく願いいたします。
議 長	それでは「あ-30-44」のあっせん委員について、地区委員の冷水委員と福園委員をお願いします。

議 長	つづきまして、「あ-30-45」について事務局に説明を求めます。
事務局	<p>「あ-30-45」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○市○○町○○○-○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町南方字○○ ○○○番○</p> <p>地目・面積は 田が1筆で664平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で、貸付期間が10年です。</p> <p>場所につきましては、先ほど、「あ-30-44」でご説明いたしました、字○○の田から南へ100メートルほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-45」のあっせん委員を、地区委員の冷水委員と福園委員にお願いいたします。</p> <p>次に19ページをお開きください。</p> <p>「あ-30-46」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-46」について説明いたします。</p> <p>申出人が ○○町○○ ○○○番地 ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字立野1816番2</p> <p>地目・面積は 田が1筆で480平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場で、貸付期間が5年です。</p> <p>場所につきましては、○○橋から南へ150メートルの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-46」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と白田委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-47」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-47」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町新富○○○番地 ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町後田字○○ ○○○番</p> <p>地目・面積は 田が1筆で1,508平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 貸付希望です。</p> <p>希望価格については、全部で3俵で、貸付期間が5年です。</p> <p>場所につきましては、○○幼稚園の北側に点滅信号がございますが、ここから西へ200メートルの所を右折し、160メートル行った所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-47」のあっせん委員に、地区委員の永野委員と福田委員にお願いいたします。20ページをお開きください。</p> <p>次に、「あ-30-48」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-48」について説明いたします。</p> <p>申出人が 肝付町前田○○○番地○ ○○○○さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町野崎字○○ ○○○番○</p> <p>地目・面積は 田が1筆で2,381平方メートルです。</p>

事務局	<p>あっせんの種類は 譲渡希望です。</p> <p>希望価格については、周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇近くの県道と〇〇との交差点から北へ 600 メートルほどの右側になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-48」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と藤井委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-49」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-49」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇府〇〇市〇〇 〇丁目〇〇〇番〇号 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇外 4 筆</p> <p>地目・面積は 田が 4 筆計で 2,557 平方メートル、畑が 1 筆で 836 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 譲渡希望です。</p> <p>希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、字〇〇の田ですが、〇〇の事務所から東へ 200 メートルほどの集落内の所になります。また、〇〇ポンプ場から東へ 450 メートルの所に字〇〇の田、〇〇から南へ 500 メートルほどの所に〇〇の農場がございますが、ここから西へ 150 メートルの所に字〇〇の畑となります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-49」のあっせん委員に、地区委員の中嶋委員と白田委員にお願いいたします。21 ページをお開きください。</p> <p>次に、「あ-30-50」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-50」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇〇番地 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇</p> <p>地目・面積は 田が 1 筆で 968 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 譲渡希望です。</p> <p>希望価格について周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、先ほど、「あ-30-48」 ご説明いたしました隣接地になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-30-50」のあっせん委員に、地区委員の富永委員と藤井委員にお願いいたします。</p> <p>次に、「あ-30-51」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-30-51」について説明いたします。</p> <p>申出人が 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇 〇〇-〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申し出希望地が 肝付町南方字〇〇 〇〇〇番〇外 6 筆 地目・面積は 田が 5 筆計で 5,462 平方メートル、畑が 2 筆計で 721 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は 譲渡希望です。</p> <p>希望価格について田が全部で 550,000 円、畑が周辺相場となっています。</p>

事務局	<p>場所につきましては、〇〇から河川を 700 メートルほど昇った所に、字〇〇の畑が 2 筆、ここから南に 80 メートルの橋を渡り、左手に字〇〇の田が 4 筆、ここから北へ 300 メートルほどの所に字〇〇の田となります。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-30-51」のあっせん委員に、地区委員の冷水委員と福園委員にお願いいたします。以上であっせん申出に係る委員の選任関係を終わります。</p> <p>次に報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、22 ページから 24 ページに、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれの、現在までまだ未成立の分と本日の新規分を載せております。</p> <p>成立の報告があったものにつきましては、随時抜いております。資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。なお、未成立分につきましては条件の悪いところが多いかと思いますが、あっせんが成立しますよう委員の方は大変ですがよろしくお願いいたします。以上、説明を終わります。</p>
議長	<p>この件に関しまして何かありませんか。 はい、吉永委員。</p>
吉永委員	<p>14 番、吉永です。22 ページ譲渡希望の平成 30 年度分の 12 番ですが、取り下げの話がありまして、書類が貰ってありますので、次回からはこれは載ってきませんのでお願いします。</p>
議長	<p>他にありませんか。 はい、事務局。</p>
事務局	<p>29 年度分と 30 年度分の申込の未成立分が載せてありますが、あっせん期間は 1 年と、委員会で申し合わせがされておりますので、29 年度分はあっせん期間が 3 月まで残り少なくなっています。あっせん委員になった方はご苦労されているようです、本日は推進委員の皆さんもお見えですので、未成立のものについては地区の推進委員さんにもご協力を頂きながら、あっせんが出来るだけ成立しますようよろしくお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>他にはありませんか。</p>
	<p>【なしという声あり】</p>
議長	<p>無いようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>25 ページをお開きください。肝付町貸借料情報の関係について、先月の農業委員会総会で、農業委員にはご説明しましたが、本日は推進委員の皆さんにも参加いただきましたので、内容について事務局が説明します。</p>
事務局	<p>肝付町貸借料情報についてですが、これについては、先月の総会で、農業委員にはご説明しましたが、本日、推進委員の皆さんにも参加いただきましたので、目を通して頂きたいということで資料に載せたところでありまして、平成 29 年 1 月から 12 月までに利用権設定等で締結されました貸借の全てのデータを基に算出し、10 アール当たりの貸借料がいくらであったかを、農家の方々へ情報として出していくものであります。算出結果の元数値はページの右側に載せてあります。表の右側にデータ数と書いてありますけれども、一番上が 186 とかいてありますが、皆さん方から利用権設定の業務をして頂きますが、使用貸借を除いた貸借の部分それぞれ積み上げまして、内之浦地域それから高山地域の基盤整備地域、</p>

事務局	未整備地域の最高値、最低値、そして平均値がいくらだったかの元数値になります。これを基に左側に載せてありますが、1番が、田の10アール当たりの賃借料水準、2番が、畑の10アール当たりの賃借料水準をそれぞれ出したものであります。これを1月発行予定の農業委員会だよりで農家の方々に賃借料情報の提供を行っていきたいということですですのでよろしくお願いいたします。以上です。
議長	はい、賃借料情報については説明があったとおりです。 他にありませんか。 はい、事務局。
事務局	その他で、今日は推進委員の方々も参加して頂いておりますが、別紙に、今委員の皆さんにアンケート調査をお願いしているところでありまして、その調査の進捗状況と現在までの内容状況を集計したものを出してみました。まだ今月も皆さん方にアンケート調査をしてもらっております。調査期間が残り少ないですが、終了した時点でそれぞれの総点検の結果が出てくると思いますので、それを基に各班において、各地域での「貸したい」「借りたい」の回答状況を確認いただき、担い手へ集積していく活動をしてもらうことになろうかと思っておりますので、その時にはよろしくお願いいたします。なお、今回までの中間回答状況等については、時間があるときに目を通して頂ければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。
事務局	はい、いま中間報告とありましたが、調査期間が残り少ないですので、まだ回る場所が残っている方はよろしくお願いいたしますと思います。
議長	他に何かありませんか。
	「なしという声あり」
議長	それでは、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、1月25日(月曜日)午後3時からの予定です。それでは以上で、12月の定例総会を閉会いたします。

<午後16時55分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

平成30年12月19日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 内倉 孝子

委 員 富永 浩二